

## 県庁舎・地方庁舎・合同庁舎の会議室等・駐車場の休日開放 別表

対象庁舎	会議室等					駐車場
	室名	収容人数(注3)		申請・問い合わせ先 (注1)		
		教室	口の字			
県庁舎(本庁)	第三庁舎講堂	140程度	-	管財課	048 (830) 2584	有料(注2)
春日部地方庁舎	大会議室	50程度	25程度	東部地域振興センター	048 (737) 1110	開放休止中 (雨天時冠水の恐れがあるため)
東松山地方庁舎	なし			東松山県税事務所	0493 (23) 8946	無料
行田地方庁舎	301会議室	20程度	30程度	利根地域振興センター	048 (555) 1110	無料
	302会議室	20程度	30程度			
熊谷地方庁舎	大会議室	60程度	-	北部地域振興センター	048 (524) 1110	無料
	小会議室	-	10程度			
秩父地方庁舎	3階大会議室	40程度	25程度	秩父地域振興センター	0494 (24) 1110	無料
	2階会議室	15程度	10程度			
	地下第2会議室	10程度	10程度			
浦和合同庁舎	講堂	90程度		さいたま県税事務所	048 (822) 5190	無料
	第2会議室		15程度			
	第3会議室		15程度			
	第4会議室		15程度			
	第5会議室	30程度				
	A会議室	40程度				
	B会議室		10程度			
越谷合同庁舎	なし			越谷県税事務所	048 (962) 2199	無料
飯能合同庁舎	なし			飯能県税事務所	042 (973) 5612	無料

(注1)会議室等の利用には、原則として利用希望日の2か月前の1日から1か月前までに申請が必要です。

(注2)県庁外来A駐車場(有料)

詳細は県ホームページ「休日及び平日18時以降における県庁A駐車場の有料開放について」をご覧ください。

(注3)新型コロナウイルス感染症対策のため、通常の半分程度の収容人数を記載しています。

(注4)浦和合同庁舎会議室・駐車場は庁舎の大規模改修のため、当面の間休日開放を中止します。